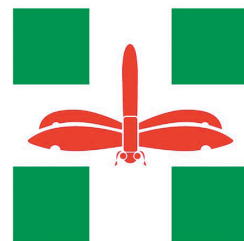


農薬は正しく使って 人も作物も安全に!

6月は「JAグループ安全防除運動」推進月間



品質のよい農産物を安定的に供給するには、病害虫からの被害を防ぐ必要があります。また、人体に有害な小麦の赤かび病を防ぐためにも農薬が使用されています。

一方、農薬は農作物に直接使用するうえ、環境中に直接放出されるものなので、農作物・環境・使用者の安全を確保しなければなりません。

このため、国は、農薬取締法によって①製造・輸入前の農薬の登録を義務化し、安全性が確認されたものだけが販売される②原則として登録を受けた農薬だけが使用を認められるとともに、ラベルに記載されている使用方法の順守が義務づけられています。

農薬の安全使用に向けた 全農と国の取り組み

防除指導員の育成

全農では、JA職員などを対象に毎年、「防除指導員養成講習会」や「安全な農産物づくり基礎講習会」などを開催し、農薬や病害虫防除に関する知識を習得した防除指導員を通じた農産物の安全性確保に努めています。特に、「防除指導員養成講習会」では、講義を受講し、試験に合格した者を防除指導員として1967年から認定しており、本年3月までに、延べ19,813人の防除指導員が誕生しています。



写真1
「安全防除運動」の
チラシ

農薬危害防止運動と安全防除運動

毎年6月から8月にかけて、国、地方公共団体および関係団体が一体となって、「農薬危害防止運動」が実施されています。この運動は、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用などを推進するものです。

JAグループでも、農薬の安全使用・適正使用を推進するため、「安全防除運動」を実施しています(写真1)。毎年6月を推進月間とし、生産者・農作物・環境の3つの安全をめざし取り組みを進めています。

全農では、生産者の方に農薬の安全な使用について次のことをお願いしています。

使用前に農薬のラベルをよく読んで、 安全な農産物を生産しましょう

農薬の使用方法は、登録時の審査で専門家による評価に基づいて定められています。適正に使用して初めて安全性が確保されるものです。使用する前には、ラベルをまずよく読んでください。

特に、以下の①から④の項目は、農薬取締法によって守ることが義務づけられています。もし、違反すると罰則(3年以下の懲役、100万円以下の罰金)が課せられる可能性があるため、必ず守ってください。

①適用農作物(作物名の違いに気をつけましょう!)

トマトとミニトマトは別作物)

ラベルに記載された農作物にしか使用してはいけません。

また、例えば、トマトとミニトマトでは、形状や名称が似ていますが、残留の程度が異なることから、違う作物として取扱われています。間違えて使用すると、食品衛生法上の残留基準値違反となるおそれがあるので注意してください。適用農作物に関する詳しい情報は、農水省HPで確認してください。

②使用量、希釈倍数

ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を守りましょう。

調製する際には、間違わないように注意しましょう。

③使用時期

ラベルに記載されている「収穫〇日前まで」の使用時期を守りましょう。

農薬の使用前に収穫予定を確認するとともに、収穫時には、この使用時期が守られているか農薬の使用記録を確認しましょう。

④使用回数（同じ有効成分は総使用回数）

ラベルには、その農薬の有効成分ごとに使用できる総使用回数が定められています。

購入した苗を使う場合、事前に使用された農薬がないか確認して、実際に使用できる回数を確認しましょう。

散布器具を事前によく洗いましょう

使用後だけでなく、農薬の調整前にも散布器具の通水を！

残留基準を超えた事例の原因として多いのが、散布器具の洗浄が不十分というケースです。

農薬の使用後だけでなく、使用前にも散布器具をよく洗い、農薬を調整する前にノズルは通水しましょう。

使用履歴を記録しましょう

いつ、どこで、どの作物に、どんな農薬を、どれだけ

使用回数を把握し、不適正使用を防止するために、農薬の使用履歴を記録しましょう。

その際、総使用回数を把握しやすくするため、有効成分ごとに記録するようにしましょう。

農薬による事故、被害を減らしましょう！

事故・被害を防ぐ5つのポイント

農水省の公表によると、令和5年度は、人への事故が20件、農作物への被害が24件発生しています。

人に対する事故の原因で目立つのは、①農薬を適切に保管・管理しないことによる誤飲②土壌くん蒸剤の被覆忘れ③防護装備が不十分、の3つでした。また、農作物への被害の原因としては①飛散防止対策が不十分②土壌くん蒸剤の使用後の被覆忘れなどが挙げられています。

これらをふまえ、次の5つのポイントを意識して防除作業を行いましょう。

- ①散布前には周辺住民への周知を忘れないでください。
- ②土壌くん蒸剤（特にクロルピクリン）の使用後は、必ず被覆を徹底しましょう。
- ③農薬が飛散（ドリフト）しないように注意して使用しましょう。

以下の点に注意しましょう。

- ・風の強い日や上昇気流が起こりやすい日中の散布は避けましょう。

- ・風向きに注意しましょう

- ・できるだけ作物の近くから散布しましょう。

- ・粒剤などの飛散しにくい剤型やドリフト低減ノズルを選択しましょう。

④誤飲を避けるため飲料品の空容器には移し替えないでください。

調製した農薬は、ペットボトル、ガラス瓶など飲食品の空容器に入れないようにしましょう。

また、食品用の冷蔵庫に保管することをやめましょう。

⑤マスクなどの保護具を確実に着用しましょう。

自身を守る万全な装備を

農薬使用時に最も健康を害するおそれがあるのは、農薬の使用者自身です。令和5年度も農薬使用中の中毒事故が5件12名発生しています。風上で作業することは言うまでもなく、農薬の特性に合わせて適切な保護具を装着してください。

農薬のラベルに記載されている注意事項にしたがって、不浸透性保護衣（カッパ）、保護マスク、不浸透性手袋、保護眼鏡（ゴーグル）をきちんと着用するようにお願いします。

特に、保護マスクは、吸入による事故を防ぐために極めて有効です。全農も参画している農薬用マスク・保護具研究会〔二次元コード参照、事務局：（一社）日本くん蒸技術協会〕が提供してきた「農薬散布に使用するマスクの手引き」がこのたび改訂され、「農薬使用者のためのマスクと保護具の手引き」と名称が変更されました（写真2）。今回マスクの分類が見直されるとともに、マスクやその他の保護具の使い方がよりわかりやすく紹介された冊子ですので、関心のある方は研究会事務局にお申し出ください。



【全農 耕種資材部 農業課 農業技術対策室】

写真2
「農薬使用者のための
マスクと保護具の手引き」
の表紙

